

瑞穂市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年9月29日

瑞穂市監査委員 浅村 孝



瑞穂市監査委員 森 清



監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
定期監査 R7.2.7	図書館	(1) 備品について①		措置済	定期監査確認事項で指摘があったゼンリン住宅地図は、価格を修正入力した。今後は備品伝票作成時に備品台帳も確認していく。	図書館
		意見	税込単価が0円となっている理由について確認したところ、入力が漏れていたとのことであったため、今後は備品管理マニュアル等に基づき、適切に価格を入力していただきたい。			
		(1) 備品について②		措置済	備品マニュアルに基づき、車いすの登録は削除した。	図書館
		意見	車いす(21,780円)が備品として登録されていたが、需用費で購入しており3万円未満である。また、特定備品にも該当しない。備品の判断基準に照らしても備品に該当しないため、今後は備品マニュアルに基づき手続きをしていただきたい。			
		(2) 未返却資料の対応について		改善進行中	現在は、例えば4月の延滞者であれば、延滞者へ6月1日に電話をかけ始め、それでも返却しない者には6月中旬に正式な利用停止及び督促状の送付としている。これをそれぞれ1週間前倒しにすることにより、対象者数が20～30件程度増え、年間320件増加するものと予測されるが、試行的に行ってみて効果を検証する。	図書館
		意見	令和6年10月末における資料(図書等)の未返却者数と資料数を確認すると、令和元年度以降の合計は50人で146冊(272,394円)とのことであった。 督促など引き続き未返却図書を「減らす」ための取組を行いつつ、今後は「予防」として期限内返却を促進する周知・啓発に努めていただきたい。 また、図書資料の返却率は、延滞期間が短いほど高くなることから、例えば、貸出停止督促を前倒しする「早期督促」などの取組で、長期未返却の図書資料を新たに増やさない取組を強化していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
		(3)レファレンスサービスの体制について		改善進行中	図書館ホームページは、令和7年10月末よりリニューアルすることから、ページ内にレファレンスの案内を追加する。また、過去の事例については、適宜、追加の更新作業を行う。	図書館
		意見	調べ方がよく分からない、調べたが分からない等の場合に図書館サービスの一つとして図書館司書によるレファレンスがある。利用者の方からの問い合わせに、その日のうちに回答できないことがあるのであれば、電話、メールなどでも受付ができるようホームページなどで案内すべきである。また、過去の問合せのあった事例を掲載するなど、レファレンスサービスの充実を図っていただきたい。			
		(4)図書館だよりについて		改善進行中	現在、図書館ホームページは、月毎、企画等に担当者が更新作業を行い、不具合がないか再確認し公開している。令和7年10月末よりホームページがリニューアルすることから、事前研修により作業手順を再度把握し、引き続き正確な更新作業に努める。	図書館
		意見	令和6年2月以降も図書館だよりの更新を行っていたが、設定の誤りが原因で表示できていなかった。 現在は閲覧できるとのことであったが、ホームページ更新の際に表示確認を行わなかったことにより、結果として、不具合があったにもかかわらず1年近く放置していたことになる。今後はホームページの定期的な確認や更新作業を実施していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
定期監査 R7.1.30	別府保育所	(1) 動産の買入れについて		措置済	「保育ICTサービス構築業務委託」について、事後にはなりますが、令和7年2月4日(火)に顧問弁護士に相談し、回答したとおり、「本契約においては、工事と物品購入が含まれており、物品に係る経費については総額が2,000万円を下回るため、議決は不要。」との見解を頂いております。 今後、議会の議決に付すべき案件であるか、検討の余地がある場合には、事前に顧問弁護士にご相談します。	幼児教育課
	本田第1保育所 幼児教育課 教育総務課	意見	瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条では、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分について定められており、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては、議会の議決に付さなければならないとされている。 備品台帳を確認したところ、保育ICTサービス構築業務委託に伴い購入した物品が登録されていたが、それらの金額を合計すると2,000万円を超えていた。 今回の動産の買入れに関して担当課に確認したところ、「本契約においては、工事と物品購入が含まれており、物品に係る経費については総額が2,000万円を下回るため、議決は不要と考えています。」との回答であった。 今後、工事であるか物品購入であるか検討の余地がある場合は、事前に顧問弁護士に見解を仰ぐ等、適切に対応していただきたい。			
		(2) 請求書の受理日について		措置済	各保育所に確認したところ、請求書受理日は、伝票処理をする担当者が請求書を受け取った日を記入していたとのことであったため、請求元から各園が受け取った時に、受付印を押すことを、令和7年2月6日(木)の所長会にて徹底しました。	幼児教育課
		結果	令和5年1月に実施した定期監査の結果報告書において、「実際の請求書受理日より後の日付を記入した場合には、支払遅延を意図的に回避した行為と受け取られかねず、市政に対する信頼を失わせるおそれがある」と指摘したところである。 各保育所に対しては、令和5年5月の保育所長会を通して周知徹底を図ったとしていたが、実際の請求書受理日より後の日付を、請求書受理日として記入している事例が散見された。各保育所にて請求書に日付印を押すよう、改めて周知を徹底したとのことであるため、今後は、適切に処理を行うべきである。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
			(3) 分割発注について			
		結果	わずか2週間足らずの間に、請書を徴取することなく、28,000円の物品を4回に分けて購入していた。 幼児教育課によると、「年度始めの所長会等で予算執行、消耗品の購入手続きについて説明をしてきました」とのことであるが、説明を受けた上で分割発注が行われたのであれば、請書の徴取を逃れる目的であったとの疑いが生じる。同様の事例を複数確認したことから、今後、物品を購入する際には、契約事務処理要領に則り手続きを行うよう徹底するべきである。	措置済	毎年度、年度始めの所長会等で予算執行、消耗品の購入手続きについて説明をしていますが、十分に理解し実施されていませんでしたので、令和7年2月6日(木)の所長会にて改めて、徹底しました。 また、7年度の初回の所長会(令和7年4月3日(木))においても、再度徹底しました。	幼児教育課
			(4) 備品管理について			
		意見	瑞穂市備品管理マニュアルによると、「取得価格が50万円未満の備品についても毎年備品台帳一覧表と照合して確認することとする」とあるが、照合が実施されていないかった。幼児教育課によると、令和6年12月以降、順に確認を実施中とのことである。書類及び現地での確認において、単価入力が漏れている物品や、備品名が不明瞭な物品、廃棄処理が漏れている物品の存在を確認したため、瑞穂市備品管理マニュアルに則り、適切に確認を進めていただきたい。	措置済	令和7年2月6日(木)の所長会にて改めて、徹底しました。 保育所業務は、年度末から年度初めは多忙を極めるため、利用児童が少なく時間的余裕のあるお盆や年末の希望保育期間を使って、備品や台帳の確認作業を定期的に行うよう進めていきます。	幼児教育課
			(5) 子育て支援員について			
		意見	子育て支援員研修事業業務委託(地域保育コース)の研修受講者に関し、受講者数及び研修後の市内の保育施設への就労人数について説明を求めたところ、定員15名に対し受講者は8名であった。このうち、市内保育施設就労者数は5名(うち市内公立保育施設就労者は2名)であった。 研修が税金で実施されている以上、市民の利益に資するべきである。受講者全員が市内の保育施設への就労に繋がるよう、更なる支援を検討していただきたい。	措置済	子育て支援員研修は、平成29年度より実施し、保育士確保が大変難しい状況の中、この研修を経て、子育て支援員として市内の保育施設、また放課後児童クラブで活躍する方がありました。 しかし、費用対効果を考えると、この事業が一定の役割を終えたと判断できるため、令和6年度を持って瑞穂市においての事業実施は最後としました。 同研修は岐阜県主催で実施されるため、受講希望の方にはご案内をしています。	幼児教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
		(6) 保育ICTサービスについて		措置済	令和6年11月にタブレット端末を各園に導入し、その際に、管理台帳にて管理をすることも幼児教育課からは指示をしておりましたが、説明が十分ではなかったため、保育所では、タブレット端末の保管場所を鍵のかかる決まった場所に定め、毎日確実に管理していましたが、台帳への記載ができていませんでした。 ご指摘いただき、台帳にて管理状況を確認することを、各保育所は理解し、また、令和7年2月6日(木)の所長会の際にも、再度徹底し、以後実行されていることを確認しています。	幼児教育課
		結果	瑞穂市立保育所用タブレット端末等管理運用規程第6条第2項によると、管理者は、端末等の使用状況を適正に管理するために、保育所用タブレット端末及び職員用PC端末管理台帳を備え付け、定期的(少なくとも1月に1回以上)に端末の管理状況を確認し、記録することと定められている。 両保育所にて確認を行ったところ、運用規程が定められたばかりであるにも関わらず、そもそもの台帳が備え付けられておらず、端末の管理状況の定期的な確認も実施されていなかった。早急に、運用規程に基づき、台帳を整備するとともに、管理状況の確認を実施するべきである。			
		(7) 瑞穂市ウェブサイトについて		措置済	定期的に関係のページについて、確認作業を実施し、こまめな更新に努めています。	幼児教育課
		意見	瑞穂市ウェブサイトの確認を行ったところ、外部サイトへ案内するリンクが切れていたり、市の取り組みを紹介するページの更新が途切れていたりする事例を確認した。 今後は、定期的な確認作業を実施することであるため、失念することなく、適切に運用いただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
			(8) 公金外現金について			
		結果	地方自治法第235条の4第2項では、「債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」と定められている。 両保育所での状況を確認したところ、保護者会通帳、家庭教育学級通帳を預かっているとのことであった。現実的には、全国の各地方公共団体において、公金外現金を保管している事例があることも事実であるが、市以外の組織で保管していただくことを含め、今後のあり方について検討していただきたい。 なお、平成28年度に実施した行政監査において、「印鑑と通帳を同一場所において保管することは、盗難が生じた場合や不正使用等によるリスクが高くなることから、それぞれ別の場所で保管すべきである」と指摘したところである。確認をしたところ、別府保育所においては、印鑑と通帳が同じ場所に保管されていたため、それぞれ別の場所で保管すべきである。	措置済	ご指摘のとおり、本来は保護者会で管理すべきものであるが、登降園の時間に幅があるため、保護者会役員同士の受け渡し等が困難等、園で管理することを保護者会側から依頼される状況があります。 園で保管する場合の方法については、印鑑は鍵のかかるところに保管、また通帳は印鑑とは別の場所に保管することを、令和7年2月6日(木)の所長会にて徹底し、実行されていることを確認済みです。	幼児教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
財政援助団体等監査 R612.4	蔦井株式会社 都市管理課	(1)事業計画書について				
		結果	基本協定書第18条第1項では、指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに事業計画書を提出し、市の確認を得なければならないとされている。 事業計画書は、当該年度における業務計画を示すとともに、市が業務の実施状況や管理経費等収支状況等について説明を求める際には基準の1つとなり得るものである。 しかしながら、所管課に確認したところ、「毎年度の事業計画書としては提出がありません」との回答であった。今後は、基本協定書に基づいて、事業計画書の提出を徹底するとともに、その内容について確認を行うべきである。	措置済	令和7年度の事業計画書提出済み	都市管理課
		(2)第三者委託について				
		意見	基本協定書第13条第1項では、指定管理者は、事前に市の承諾を受けた場合を除いて、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないとされている。 第三者への委託の承諾に係る資料の提出を求めたところ、「口頭で報告を行っている」との回答であった。有事の際、責任の所在が不明確となり得るため、事前承諾に係る手続きは、書面で行っていただきたい。	措置済	第三者委託について、委託先一覧の申請書を提出済み	都市管理課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
		(3) 備品管理について				
		意見	基本協定書第17条第2項では、指定管理者は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとするとしている。 備品の管理状況について、現地で聞き取りを行ったところ、管理簿との照合は、令和2年度が最後であるとのことであった。少なくとも、市の基準と同水準の管理を行うとともに、その結果を市に報告する等の対応を検討していただきたい。 なお、不要となった備品が廃棄されず、1か所にまとめて保管されているとのことであった。不用品であるならば、管理を続ける理由は無いため、利用価値を確認の上、処分を進めていただきたい。	改善進行中	備品台帳作成中のため、完成次第、葛井より提出予定。	都市管理課
		(4) 月例業務報告書について				
		結果	基本協定書第19条では、指定管理者は、月例報告書を作成し、翌月の10日までに市に提出しなければならないとされている。 提出を受けた資料を確認したところ、令和5年度では4か月分で提出の遅れが認められた。基本協定書に期日が明示されている以上、その期日は順守されるべきである。なお、期日の設定に無理があるのであれば、基本協定書第36条に基づく協議を行い、基本協定書の規定を実態に即した内容に変更する等、協議を進めていただきたい。	措置済	毎月10日までに提出をしている。	都市管理課
		(5) 業務実施状況の確認について				

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
		意見	基本協定書第21条では、市は、指定管理者に対し本業務の実施状況や業務に係る管理経費等収支状況等について説明を求めることができるとされている。 所管課によると、「月例報告時に業務実施状況の確認はしておりますが、指摘事項等については口頭での指摘のため資料等はありません」との回答であった。指定管理者制度を導入したとしても、施設の設置責任者は市であることに変わりはない。今後は、文書で記録を残すとともに、指摘事項に対する進捗確認に努めていただきたい。	改善進行中	市からの指摘事項等を取りまとめる記録の書式について、検討中。 完成でき次第、運用予定。	都市管理課
		(6) 売上金の管理について				
		意見	利用件数から算出される売上金と、実際の売上金との間に差異が生じた場合、「実際の売上金を正として集計を行う」との回答であった。仮に、売上金を横領したとしても、実際の金額が正として報告される形であるならば、不正が見逃されてしまう恐れがあることから、利用件数から算出される売上金を正しいものとして処理をするべきである。確認をしたところ、売上日報には機器故障やシステム異常による差異等である旨を記しているとのことであった。市に対しても、月次管理業務報告書に記載する等、適切に報告を行っていただきたい。	措置済	売上金について、毎月の月例報告書にて、記載にて対応しております。	都市管理課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
定期監査 R6.10.17	税務課	(1) 支払遅延等について		措置済	完了通知から10日以内の完了検査、請求書受理から30日以内の支払いができるように、二重のチェック体制で適切な事務の執行に努めています。	税務課
		意見	瑞穂市契約規則取扱要領によると、契約書又は請書の作成されている場合における、工事以外の給付の完成(了)検査の時期は、完了した旨の通知を受けた日から10日以内とされている。また、支払の時期は、検査終了後適法な請求書を受理した日から30日以内とされているが、失念により、検査の時期と支払の時期がともに遅延している事例が見受けられた。今後は、二重のチェック体制を構築するとの回答であったため、適切な事務の執行に努めていただきたい。			
		(2) 伝票処理について		措置済	請求書の日付が空欄であった場合は、その場で業者に記入を依頼しています。	税務課
		結果	会計事務職員研修では、請求書には請求日が必要であり、業者に記載を依頼するものであるとされているが、請求日の記載がない請求書を受け取っていた事例が存在した。請求日は、債権債務の確定に重要な意味を持つものである。支払遅延防止の観点からも、日付が空欄であった場合は、その場で業者に記入を依頼するべきである。			
		(3) 備品管理について		措置済	備品シールの貼られていなかった備品に備品シールの貼付けを行いました。 税込単価が不明な備品について「1円」と備品台帳を修正入力しました。 所管替えが必要な物品や、備品名が不明瞭な物品、廃棄処理が漏れている物品の有無等について再度確認し、適切に処理しました。	税務課
		意見	備品シールが貼られていない備品については、早急に備品シールの貼付けを行っていただきたい。 また、備品管理マニュアル等によると、税込単価が不明の場合は、「1円」として入力することとされている。そのため、速やかに台帳を修正していただくとともに、所管替えが必要な物品や、備品名が不明瞭な物品、廃棄処理が漏れている物品の有無等について再度確認の上、適切に処理していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
		(4)	旅行命令(依頼)簿の記載について	措置済	管内出張における旅行命令(依頼)簿を適正に作成・管理しています。	税務課
		意見	令和5年度、管内出張における旅行命令(依頼)簿を作成していませんでした。失念しておりましたとの回答であり、令和6年度分からは作成しているとのことであるため、今後は、記載漏れの無いよう努めていただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
財政援助団体等監査 R5.12.6	公益社団法人瑞穂市シルバー人材センター 地域福祉高齢課	(1) 補助金について				
		結果	「収入合計金額と支出合計金額が同じになるように当期経常増減額を記載した。」との内容は、全く回答になっていない。 シルバー人材センターの財政状況を確認すると、補助金を必要としながらも財政状況は良好であるため、今後の補助金の交付申請、実施報告は理由を明確にし、適正に行うべきである。	措置済	令和7年4月にセンターからの補助金申請があったため、部長、課長、担当でセンターに出向き、令和6年度の事業報告・決算及び令和7年度の事業計画・予算について説明を受けた。その結果、補助金の申請理由は適正であると判断し、交付した。今後も実地調査、書類の精査を行ったうえで、補助金の交付事務を適正に実施していきます。	地域福祉高齢課
		(2) 加入率等について				
		意見	近隣のシルバー人材センターの加入率は、岐阜市1.4%、大垣地域1.3%、各務原市1.3%、羽島市1.3%、北方町1.5%と比較すると、当市のシルバー人材センターの加入率は、やや低調な数値である。 シルバー人材センターの魅力等を増大させ、加入率1.3%を当面の目標とするなど加入率の向上及び会員の確保に尽力していただきたい。	措置済	令和6年度は、センターからの広報活動、知人からの紹介等により会員数が7人増加し、令和6年度末において、151人となった。引き続き加入率の向上及び会員の確保に向け、広報誌等を活用してセンターにあらゆる機会を通じて尽力してもらおうと共に、市も広報等の協力を行います。	地域福祉高齢課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
定期監査 R5.2.7	生涯学習課		(6) 現地調査又は調査等の実施について	改善進行中	地方自治法及び瑞穂市補助金交付規則に規定された調査等について、必要に応じて適時に実施します。	生涯学習課
		結果	体育協会は1,300万円超、文化協会には、約680万円の補助金を当初申請で交付している。 また、他の団体についても、多額の補助金を交付している。 今回の監査は財政援助等監査ではないため、各団体の詳細をチェックしていないが、疑念の生じるところが複数見受けられた。 補助金規則にも現地調査、調査等の規定があるため、生涯学習課においては、計画的かつ定期的に、また適時に調査を実施すべきである。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
定期監査 R3.10.15	市民協働安全課	(4) 自治会活動振興交付金について	瑞穂市補助金等の交付に関する指針で、補助対象として相応しくない支出について「交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金、慰安的な旅行に要する経費など受益者負担で賄うべき経費は補助対象外経費とする。」となっている。 自治会活動において、親睦会(飲食)はあらゆる場で不可欠であると考えられるが、交付金の財源が公金であることから、瑞穂市補助金等の交付に関する指針(補助金)に準じて親睦会(飲食)を交付金の対象外経費として検討していただきたい。	改善進行中	自治会員の親睦は、希薄化が進むコミュニティの醸成の場として有意義であると考えているところである。 意見にもあるとおり、自治会活動において、親睦会(飲食含む)はあらゆる場で不可欠であると考えられ、過去から自治会活動の一環として位置づけられ行われてきました。 コロナ禍で中断していた親睦会(飲食含む)等も開催されるようになり、リラックスした雰囲気の中での活発な意見交換会も増えてきております。 このため、各自治会から提出される補助申請や報告書の内容を確認する中で、自治会に対して当指針を説明しながら、順次、個別に対応し、是正に努めています。	市民協働安全課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
財政援助団体等監査 (瑞穂市商工会) R3.10.6 ～ R4.1.21	瑞穂市商工会 商工農政観光課	瑞穂市商工会について				
		(1) 振興資金引当預金について		改善進行中	商工会からは市の新庁舎への入居の可能性や、会館を新設した場合の市の財政援助の有無を考慮し判断したいとの意見があったことから、市の新庁舎建設の検討状況に応じ随時協議することとしたが、新庁舎建設の検討が始まったところであり、具体的な協議ができていない状況です。	商工農政観光課
		結果	商工会によると、振興資金引当預金は、商工会館の建設や取得等を目的とした預金であるが、現在は商工会館を建設する計画はないとのことであった。 商工会館を建設する計画がないのであれば、振興資金引当預金は、余剰資産となり市から補助金を受ける理由がないため、早急に計画を定め、振興資金引当預金の活用を検討すべきである。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取組の内容 (R7.8時点)	回答担当
定期監査 R元.11.8	ほづみ 幼稚園 学校教育課 教育総務課	(2) 幼稚園交通安全協力費について	徴収根拠のない幼稚園交通安全協力費をバス利用の園児の保護者のみ雑入として徴収し、施設管理費に財源充当することは、違法・不当とまでは言えないものの、幼稚園運営上、著しく公平性に欠けており、本来の目的を逸脱していると言わざるを得ない。 今後は、幼稚園運営を適切に行うためにも、幼稚園交通安全協力費の使途や徴収根拠を明確にすべきである。	措置済	バス等による車両運送に対する反対給付(運賃等)を徴収して運送を行う場合、道路運送法により旅客自動車運送事業者の免許を取得する必要があるが、R6.3.1に国土交通省より発出された自家用自動車無償運送に関するガイドラインに沿って、送迎バスの維持経費の範囲内で協力金を徴収することを教育委員会規則で定める。(R7.8月定例会に議案上程予定)	学校教育課